

医療的ケア児等支援協議会 専門部会 企画案

提案者：こども発達支援課

1 設置目的

医療的ケア児者は、生活の中で医療的なケアを必要とするため、障がい福祉サービスの利用においては看護師等、医療的なケアが可能な職員の配置が求められる。しかし、報酬や専門的人材の不足などの要因から、医療的ケア児者を受け入れることが出来る事業所が不足している。

福岡市では、平成 28 年度に地域生活支援協議会の専門部会（こども部会）の中で重症心身障がいや医療的なケアが必要な方のレスパイトについて検討し提言を行い、その結果、在宅レスパイト事業が開始している。また、令和 3 年度には医療的ケア児支援法が制定され、医療的ケア判定スコアや加算の創設など、報酬改定が行われているが、福岡市において医療的ケア児が利用できる障がい福祉サービス事業所等医療的ケア児者の在宅生活を支える社会資源が不足している状況は現在も継続している。特に保護者のレスパイトや緊急時に受け止められる短期入所事業所、特別支援学校卒業後の進路である生活介護事業所は希望通りの利用が出来ない現状がある。

また、緊急時や災害への対策、レスパイトの充実などの課題は障がい福祉サービス（短期入所や生活介護等）の社会資源の不足に起因する部分も多く、社会資源を充足させていくことが必要不可欠である。

以上のことから、専門部会では、社会資源の不足（主に障がい福祉サービス 短期入所や生活介護）について検討・提案を行うことを目的とする。

2 名称

「医療的ケア児者が利用できる社会資源（主に障がい福祉サービス）の不足に関する専門部会（以下「専門部会」という。）」とする。

3 協議事項

- (1) 医療的ケア児者の受け入れが可能な短期入所や生活介護事業所の不足
- (2) その他、不足している社会資源について

4 部会委員構成

保健・医療

- (1) 中核病院 地域医療連携室
- (2) 訪問看護ステーション

障がい福祉

- (3)生活介護事業者
- (4)短期入所事業者（福祉型・医療型）
- (5)相談支援事業者
- (6)福岡市障がい者基幹相談支援センター
- (7)委託緊急拠点受入事業所 I 類型

教育

- (8)特別支援学校 進路担当教諭

当事者

- (9)NP0 法人 みんなのプロジェクト

5 事務局

- 市) こども未来局 子育て支援部 こども発達支援課
- 福祉局 障がい者部 障がい福祉課
- 福祉局 障がい者部 障がい者支援課
- 市障がい者基幹相談支援センター

6 スケジュール

必要に応じて開催。

少なくとも令和6年度に2回は開催し、第3回協議会にて報告予定。